

林地集積推進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、林地集積推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、林地集積推進事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

林業適地における小規模な林地を意欲ある林業事業体等が集積することを支援し、循環型林業の推進を通じて県内の森林の次世代の森林資源を確実に造成することを目的とする。

第3 事業の内容等

1 事業実施主体

事業実施主体は、森林経営計画を策定した法人または大分県の登録林業経営体、育成林業経営体および認定林業事業体とし、県内に本店または支店を置く者とする。

2 補助対象事業

補助対象事業は事業実施主体が林地を新たに取得し、集積する活動とする。但し、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助対象となる林地は大分県内の森林であること。
- (2) 補助対象となる林地は人工林であること。または再造林を年度内に実施することが確実であること。
- (3) 補助対象となる林地は1ha／筆以下であること。また申請する林地が合計で2ha以上であること。
- (4) 事業実施主体は林地を取得後に森林経営計画を作成若しくは変更し、当該林地の主伐及び再造林の計画を記載することが証明できること。
- (5) 集積した林地について、事業実施主体への所有権移転登記を行うこと。
- (6) 事業実施年度の4月1日から3月10日までに登記が完了したことを証明できること。
- (7) 事業実施主体の取得した林地が、大分県林地情報集積推進モデル検討会の実施事業による林地のみの場合は、第3号の条件のうち申請する林地が合計で2ha以上であることの条件を付さないこととする。

第4 補助金額の算出等

補助金額は、要綱に示す定額単価に事業量（筆数）を乗じた額とする。

第5 事業計画の提出及び承認

- 1 事業実施主体は、事業計画書（第1号様式）に必要な事項を記入し、原則として事業実施年度の9月末までに知事に提出するものとする。ただし、知事が10月以降に再度事業計画の提出期間を定め大分県ホームページで公表した場合はこの限りでない。

- 2 知事は、事業計画が適当であると認めるときは承認し、予算の範囲内で内示額を定め、事業実施主体に通知（第2号様式）するものとする。

第6 事業の完了検査

- (1) 知事は、事業実施主体より補助金交付申請および実績報告書を受領した際には、速やかに要綱別表2に掲げる実績報告の書類をもって事業完了検査を行うものとする。
- (2) 完了検査は、林務管理課長が任命した検査員が行う。
- (3) 検査員は事業完了検査後、直ちに事業完了検査書（第3号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、知事が別に定める。

- (附則) この要領は令和5年度予算にかかる事業から適用する。
- (附則) 改正後の要領は令和6年4月1日から適用する。
- (附則) 改正後の要領は令和8年度予算にかかる事業から適用する。

第 1 号様式

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所

氏名

法人等にあつては名称及び代表者名

年度林地集積推進事業 事業計画書

林地集積推進事業実施要領第 5 の 1 の規定に基づき、事業計画書（別紙 1）および事業計画内訳書（別紙 2）を添えて提出します。

担 当

所 属：

氏 名：

電話番号：

メールアドレス：

事業計画書

1 林地集積の計画

集積予定地の所在地	別添（事業計画内訳書）のとおり
集積予定地の合計面積（ha）	
集積予定地の合計筆数（筆）	

2 誓約事項

項目	誓約
林地集積推進事業費補助金交付要綱及び林地集積推進事業実施要領の内容を確認し、補助条件等を遵守します。	☐
補助申請後に予算金額の上限に達した場合、補助金額が減額となることを理解の上、補助事業に取り組みます。	☐
集積した林地については森林経営計画を作成若しくは変更し、計画通りに主伐・再造林を実施します。	☐

3 本事業に係る窓口

担当者の職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

事業計画内訳書

1 林地集積の計画

[illegible]

	筆数（筆）	面積（ha）	ha／筆
大分県林地情報集積推進モデル検討会事業による取得			
上記以外による取得			
合計			

- (注) 1. ※欄には大分県林地情報集積推進モデル検討会事業（以下「検討会事業」）により取得した林地に○を記入すること。
2. 補助対象となる林地は大分県内の森林であること。
3. 補助対象となる林地は人工林であること。
4. 取得する林地の面積は1.0ha／筆以下および合計面積が2.0ha以上であること。
- ただし、取得した林地が検討会事業由来による林地のみの場合は、合計面積が2.0ha以上であることの対象としない。
5. 登記完了日は事業実施年度の4月1日から3月10日迄であること。

第2号様式
(公印省略)

第 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

大分県知事

年度林地集積推進事業に係る事業計画の承認について（通知）

年 月 日付け 第 号で提出のあった事業の計画については、林地集積推進事業実施要領第5の2の規定に基づき承認する。

記

内示額 金 _____ 円

第3号様式

年度林地集積推進事業完了検査書

1 検査職員氏名

2 検査年月日

年 月 日

3 検査内容

(1) 事業主体名 (又は事業実施主体名)

(2) 登記完了筆数

4 証拠書類その他備え付け帳簿等の整理状況

5 事業の実施状況

6 検査結果の処置、並びに指示事項